

障害者総合支援法等関連研修のお知らせ

平成31(2019)年度 第1回東京都相談支援従事者初任者研修を開催いたします

平成31(2019)年度第1回 東京都相談支援従事者初任者研修 実施案内【申込期間5月10日まで】

詳細は実施案内をご覧ください。

平成 31(2019)年度 東京都サービス管理責任者研修 及び 児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を開催します

平成31(2019)年度 東京都サービス管理責任者研修 及び 児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修（講義部分）実施案内【申込期間5月10日まで】

詳細は実施案内をご覧ください。

1 障害者総合支援法等関連研修について

障害者総合支援法に基づく相談支援専門員やサービス管理責任者、児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者として従事するためには、研修の受講が要件の一つになります。

2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になる方へ

平成31（2019）年度よりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修制度が変わりました

- ・分野別の研修から、分野を統合した研修になります。
- ・基礎研修と実践研修に分けた段階的な研修になります。
- ・現任者を対象とした更新研修が創設されます。

制度の詳細はこちらをご確認ください。

[サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて]
(障害者施策推進部ホームページ)

平成31（2019）年度サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の実施について

- ・平成31（2019）年度は、基礎研修と更新研修を実施します。
- ・平成31（2019）年度のサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修は、公益財団法人 総合健康推進財団に委託して実施します。
- ・現在、総合健康推進財団のホームページは準備中です。
当面の間、研修の実施に関するお問合せは、東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援担当までお願いします。

平成30年度までの旧2日課程を修了していない方へ

- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するには、実務経験の他に「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修」と「相談支援従事者初任者研修講義部分（2日課程）」の2つの研修の修了が必要です。
- ・平成31（2019）年度より、東京都では、これまで実施していた「相談支援従事者初任者研修講義部分（2日課程）」を廃止し、これに相当する部分は、「サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修」の一部として実施します。

障害者総合支援法等関連研修

障害者総合支援法等関連研修のお知らせ

平成31(2019)年度 第1回東京都相談支援従事者初任者研修 実施案内【申込期間5月10日まで】

平成31(2019)年度 東京都サービス管理責任者研修 及び 児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修（講義部分） 実施案内【申込期間5月10日まで】

平成30年度 第2回 東京都サービス管理責任者研修 及び 東京都児童発達支援管理責任者研修 実施案内【申込みを締め切りました】

平成30年度東京都相談支援従事者現任研修 実施案内【申込みを締め切りました】

東京都相談支援従事者研修検討会

東京都サービス管理責任者等研修検討会

障害者総合支援法等関連研修の所管について

・しかし、制度移行期のため、**平成31（2019）年度に限り**、平成30年度までのサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修修了者で、相談支援従事者初任者研修講義部分（2日課程）を未修了の方を対象に、「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の研修を実施することとしました。

・なお、上記研修の修了者は、サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の修了者と同等の扱いとなります。

3 平成31（2019）年度 障害者総合支援法等関連研修について

研修開始の概ね2か月前に、募集のご案内をホームページに掲載いたします。受講を希望される方は、ご確認ください。

平成31（2019）年度相談支援従事者研修 年間予定及び実施結果

研修名	実施主体	実施時期	定員	申込人数	修了者数	実施状況
第1回相談支援従事者初任者研修	東京都心身障害者福祉センター	<講義> 平成31(2019)年6月24・25・28日・7月2日 <演習> (A日程)7月17・18日 (B日程)7月23・24日 (C日程)7月25・26日 (D日程)7月30・31日	350名	-	-	-
相談支援従事者現任研修 ※相談支援専門員は初任者研修の受講後5年度以内に一回、上記研修を受講することが必要です。		9月上旬頃 (6月下旬 申込受付開始予定)	500名	-	-	-
第2回相談支援従事者初任者研修		1月上旬頃 (10月下旬 申込受付開始予定)	350名	-	-	-
主任相談支援専門員研修（仮称）		未定 (決定次第HP上で案内いたします。)	未定	-	-	-
専門コース別研修（仮称）		未定 (決定次第ホームページ上で案内いたします。)	未定	-	-	-

平成31（2019）年度サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 年間予定及び実施結果

研修名	実施主体	実施時期	定員	申込人数	修了者数	実施状況
サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修 相談支援従事者初任者研修（講義部分）	東京都心身障害者福祉センター	平成31(2019)年6月24・25日	80名	-	-	-
サービス管理責任者 更新 研修及び児童発達支援管理責任者 更新 研修	公益財団法人総合健康推進財団	7月下旬頃 (5月中旬頃 申込受付開始予定 ※2019年4月18日現在予定が変更となりました。)	1400名	-	-	-
第1回サービス管理責任者 基礎 研修及び児童発達支援管理責任者 基礎 研修		11月中旬頃 (申込受付開始予定時期は、調整中)	1450名	-	-	-
第2回サービス管理責任者 基礎 研修及び児童発達支援管理責任者 基礎 研修		1月上旬頃 (申込受付開始予定時期は、調整中)	-	-	-	-
※フォローアップ研修（任意）		未定 (決定次第ホームページ上で案内いたします。)	400名	-	-	-

※これまでのサービス分野別研修ではなく、分野共通のカリキュラムとなることから、必要な知識を補充するための研修を実施予定。

・サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の申込受付開始時期は、2019年4月15日現在調整中です。申し訳ありませんが、受付開始時期は改めてホームページでご確認くださいませう、お願いします。

いずれも現時点での予定です。変更が生じる場合がありますことを、予めご了承願います。

4 平成30年度の障害者総合支援法等関連研修実施状況

平成30年度 障害者総合支援法等関連研修実施状況 (PDF : 47KB)

このページでは、全文についてPDFによる情報提供を行っております。PDFファイルによる入手が困難な場合は、下記担当へお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都心身障害者福祉センター

地域支援課 地域支援担当

電話 : 03-3235-2954 FAX : 03-3235-2957

(受付時間) 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

このページの担当は 心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当 です。

[ページの先頭へ戻る](#)

[福祉保健モニター](#)

[情報公開ポータル](#)

[東京都長期ビジョン](#)

[東京都議会](#)



[お問い合わせ](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報保護基本方針](#)

東京都福祉保健局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-6320-4032 FAX：03-6388-1400
Copyright © Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

相談支援従事者現任研修の受講期間について

相談支援専門員は「相談支援従事者現任研修」を「相談支援従事者初任者研修」を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。

期間内に「相談支援従事者現任研修」を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

相談支援従事者現任研修受講期間

現任研修 更新回数 初任者研修 修了年度	現任研修 1回目	現任研修 2回目	現任研修 3回目
平成18年度	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度
平成19年度	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度
平成20年度	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	平成31年度～令和5年度
平成21年度	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度	令和2年度～令和6年度
平成22年度	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度	平成26年度～平成30年度	平成31年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度	平成27年度～平成31年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度	平成31年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
平成31年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度

※年度表記について「西暦2019年度」は「平成31年度」としております。